

教育委員会会議で可決後、知事との協議を経て
同意を得られた後に、策定となります。
よって策定日は未だ確定していません。

新千葉県立図書館等複合施設 基本計画

令和元年 月

千葉県・千葉県教育委員会

目次

第1	基本計画の目的 ー千葉県の新たな知の拠点づくりを目指してー	5
第2	これまでの経緯	6
1	国の方向性	6
2	千葉県の現状と課題	7
3	千葉県立図書館の現状と課題	8
4	千葉県立図書館基本構想の策定	9
5	千葉県文書館の現状と課題	11
第3	新たな知の拠点の在り方	12
1	知識基盤社会におけるデジタル化の進展	13
2	これまでの領域を越える文化情報資源	13
3	県民の活動から生まれた成果の活用	14
4	各施設の現状と課題	14
第4	新たな知の拠点の基本理念	15
1	新たな知の拠点の基本理念	15
2	「基本計画」の全体像	16
第5	新たな知の拠点の基本方針	17
1	誰もが千葉県の文化情報資源に容易にアクセスできる環境の整備	17
2	来る人の高まる期待に応えるシンボルエリアの形成	18
3	知の創造と循環を促すための様々な活動の展開	18
4	知の拠点を演出する専門家集団の編成	19
第6	新たな知の拠点のサービス方針	20
1	機能の重なりから生まれるもの	20
(1)	県立図書館と県文書館との融合	20
(2)	博物館等関係機関との連携	22
(3)	知的交流の場の提供について	23
2	県立図書館の運営方針	25
(1)	県内図書館の中核としての役割	25
(2)	子どもの読書活動推進センター	29
(3)	課題解決支援図書館	33
(4)	千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承	35
(5)	すべての県民が利用しやすく快適な社会教育施設	37
3	県文書館の運営方針	39
(1)	歴史的に重要な資料の収集・整理・保存	39

	(2) 県民への情報提供・情報発信	40
	(3) 市町村への知識の伝達・共有	42
第7	新たな知の拠点づくりに向けた 基盤整備	43
1	組織体制	43
	(1) 基本的な考え方	43
	(2) 県立図書館	43
	(3) 県文書館	44
2	取り扱うコンテンツ	44
	(1) 基本的な考え方	44
	(2) 県立図書館	44
	(3) 県文書館	45
3	システム構築の考え方	46
	(1) 基本的な機能	46
	(2) 文化情報資源の活用促進のための機能	46
	(3) 県の情報プラットフォームとしての役割	47
4	施設・設備	48
	(1) 基本的な考え方	48
	(2) 立地の考え方	48
	(3) 立地場所の検討	49
	(4) 設置場所の検討	50
	(5) 施設・設備の考え方	50
	(6) 立地場所及び施設構成・設備	53
第8	参考資料	56
	現行のサービス業務	56
	新設の都道府県立図書館の蔵書冊数、収蔵能力、延床面積	63
	新設の都道府県立図書館の来館者数、開館日数、時間	64
	年間来館者数から見た新千葉県立図書館等複合施設の施設規模（推計）	65
	新設の都道府県立図書館の駐車場整備状況	66
	新千葉県立図書館等複合施設の駐車台数（推計）	67
	新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議設置要綱	68
	新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議委員名簿	70

第1 基本計画の目的

—千葉県の新たな知の拠点づくりを目指して—

千葉県では、平成30年1月に「千葉県立図書館基本構想」（以下、「基本構想」）を策定し、県立図書館を「光り輝く千葉県を目指す知の拠点」と位置付けました。知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、県立図書館の役割と機能を新たにしていこうことを目指しています。

この基本構想を実現するため、平成30年度には様々な角度から調査・分析・検討を行い、各方面から意見聴取を行ってきました。その結果、新たな知の拠点は従来の図書館資料に限らず、広く千葉県の文化情報資源を扱う拠点を目指すべきである、という方向が見いだされました。ここでいう文化情報資源とは、書籍等の出版刊行物や古文書、公文書、博物資料といった従来図書館、文書館、博物館が取り扱ってきた資料のみならず、人々の文化的知的活動の成果として生み出されたものでありながらこれまではこれらの機関で取り扱うとは必ずしも考えられてこなかった資料、社会のデジタル化の進展によって、新たに県民の活用できる資源として捉えることが可能になった資料や情報等までを含んでいます。

変化が激しく、未知の課題に向き合うことを求められる現代社会のなかで、心豊かで充実した生活をおくり、暮らしやすい地域社会をつくっていくためには、知識・情報を集積し、県民や企業、団体などがその知識・情報を十分に活用し、知恵を出し合い、新しい知を生み出し、共有し、さらに新しい知の創造へとつなげていくことが必要です。そこで千葉県では、そうした活動の礎となる新たな知の拠点として、県立図書館と県文書館の複合施設を設置し、光り輝く千葉県づくりを一層推進していくために、「新千葉県立図書館等複合施設基本計画」（以下、「基本計画」）を定めます。

第2 これまでの経緯

1 国の方向性

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると平成 27 年（2015 年）から令和 47 年（2065 年）までの 50 年間で 7 割程度に減少することが見込まれています。

このような厳しい社会環境の下で、将来にわたって成長力を確保し、力強い産業と文化の発展、国民一人一人の充実した心豊かな生活を実現するために、国は次のような方針を打ち出しています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」¹

- 地方にしごとをつくり、安定して働けるようにする
- 地方への新しいひとの流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「知的財産戦略ビジョン」²

- デザイン社会へ
- 脱平均で価値を生み出すチャレンジをする人材・組織の育成・集積と彼らが力を発揮してイノベーションを生みやすい場の提供
- 技術・データ・コンテンツ等知的資産(人を含む)の柔軟な交流や共有を促し、価値を拡大する仕組みの構築
- 世界に共有される価値や感性の持続的な生産・発信・展開

国全体の分野横断統合ポータルとしての「ジャパンサーチ」³構築

- 分野・地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブ(デジタルアーカイブジャパン)を構築することにより、教育・防災・ビジネスへの利活用を期待
- コンテンツのメタデータ⁴(目録、所在情報等)を共有できる「分野横断統合ポータル」を

¹ 2017 年改訂版 平成 29 年 12 月 22 日改訂

² 知的財産戦略本部 平成 30 年 6 月 12 日

³ 「知的財産推進計画 2017」(知的財産戦略本部 平成 29 年 5 月)。名称については、デジタルアーカイブジャパン推進委員会(第 2 回)(平成 30 年 9 月 5 日)において決定。

⁴ データについてのデータ。コンピューターのファイルなどについて、そのデータの作成者、作成日時、属性を記録したもの。

構築するとともに、オープンなデジタルコンテンツを増やし、デジタルアーカイブの利活用を促進し、様々な用途でデジタルアーカイブが利活用される社会、すなわちデジタルアーカイブ社会を実現

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」⁵

- 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援——国民の「学ぶ意欲」を支える
- 社会全体の教育力の向上——学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

2 千葉県の現状と課題

本県の現状と課題は、千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」（平成29年10月策定）、「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」（平成26年3月策定）、「第2次ちば文化振興計画」（平成28年3月策定）及び「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（平成27年2月策定）等において、次のように整理しています。

人口減少・少子高齢化への対応

- 日本全体の人口が減少傾向にあることから、本県の人口も中長期的には減少する見込み
- 本県の高齢者人口の割合（65歳以上の人口の割合）は平成27年（2015年）の25.9%から平成32年（2020年）には28.6%、平成37年（2025年）には30.0%、平成42年（2030年）には31.5%と急速に高まっていく予想

経済・社会のグローバル化への対応と産業振興

- 各産業における世界規模での競争の激化、研究開発型企業や新たなビジネスモデルによる事業展開、多文化共生社会の実現等
- 多様かつ重層的な産業構造の形成、強くてしなやかな産業への転換、交通インフラや産業集積地域の強みを活かした産業振興の推進、新たな付加価値の追求と地域活性化等

安全・安心・治安

- 暮らしの安全・安心の確立、医療・福祉対策の推進等

⁵ 中央教育審議会 平成20年2月19日

環境保全・持続可能性

- 循環型社会の構築、豊かな自然環境の保全等

ICT⁶の進展とIoT⁷・AIの普及など

- IoTやAIなどの戦略的活用等

地方財政・地方分権

- 県民等との連携・協働、分権型社会を担う市町村の自主性・自立性向上等

文化振興（「第2次ちば文化振興計画」）

- 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり
- 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり
- ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出
- 総合的な推進のための支援・連携体制の構築
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上

教育・人づくり（「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」）

- 確かな学力の育成、キャリア教育の充実、グローバル化に対応する能力の育成、幼児教育の充実、特別支援教育の推進、地域コミュニティの形成、学びのセーフティネットの構築等

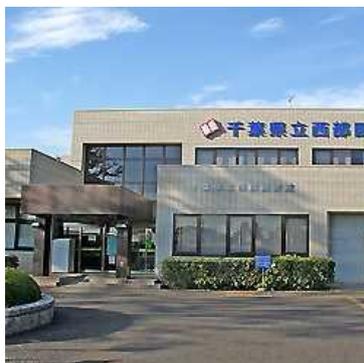
3 千葉県立図書館の現状と課題

このような現状と課題の下、平成29年度千葉県生涯学習審議会及び千葉県社会教育委員会会議では、千葉県立図書館の今後の在り方について議論が行われました。その中で、千葉県立図書館の現状と課題は次のように整理されています。

⁶ Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

⁷ Internet of Things（モノのインターネット）の略で、センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのこと。

<p>(1) 市町村への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村立図書館の整備促進 • 市町村立図書館における図書館サービスの充実
<p>(2) 子どもの読書活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの読書活動推進センター機能の強化 • 学校図書館の支援
<p>(3) 知識基盤社会における地域の発展を支える情報拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 調査研究の支援 • 図書館職員を対象とした研修の充実
<p>(4) 千葉県関係資料の計画的な収集、提供、保存</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関との連携 • デジタル化と情報発信
<p>(5) 社会の変化に対応した図書館サービスの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 電子書籍などの新たな図書館サービス • 県内図書館間の物流ネットワークの強化 • 生活の場に届ける図書館サービス
<p>(6) 書庫の狭隘化と資料の廃棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 県立図書館3館の収蔵能力 • 電子書籍の活用と資料のデジタル化
<p>(7) 中央図書館の老朽化と耐震不足の問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震改修と特殊な構造 • バリアフリー化の必要性



(写真：左から 中央図書館、西部図書館、東部図書館)

4 千葉県立図書館基本構想の策定

千葉県生涯学習審議会からの答申（平成 29 年 12 月策定「千葉県立図書館の今後の在り方」）を受け、千葉県は平成 30 年 1 月に基本構想を策定しました。基本構想では、これからの時代にふさわしい千葉の県立図書館の指針として、次の基本理念を定めています。

「千葉県立図書館基本構想」

第3章 これからの県立図書館 第1節 基本理念

県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、くらし満足度日本一を実現するため、光り輝く千葉県を目指す知の拠点として、中核的公立図書館の重要な役割を担っています。

知識や情報の収集・発信の拠点として、豊富かつ幅広い図書館資料を整備して知の集積を図り、すべての県民が、生涯にわたり豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるようにしなければなりません。そして、自ら考え判断するための知識や情報を利用できるよう、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、人づくりや知の基盤づくりに貢献し、本県の経済・産業・文化・教育などの発展に寄与します。

また、現在の千葉県立図書館が抱える課題を解決し、上の基本理念を実現するために、基本構想では、千葉県立図書館の目指す図書館像として、次の5つの役割と機能を備えることを目指しています。

目指す図書館像に示された5つの役割と機能

1. 県内図書館の中核としての役割
2. 子どもの読書活動の推進
3. 課題解決支援図書館
4. 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承
5. 知の創造と循環を生み出す公共の場

さらに、現在の県立図書館が抱える課題を解決し、上記の5つの役割と機能を備えるために、基本構想では、次のように施設整備の方向性を示しています。

⁸ 博物館 (Museum)・図書館 (Library)・文書館 (Archives) の連携のこと。それぞれの頭文字をとってMLAと呼ばれる。いずれも文化情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のアーカイブ化等の課題を共有していることから、近年連携の重要性が認識されている。

新しい県立図書館の施設整備の方向性

- 県立図書館の3館体制を見直し、新しい県立図書館1館に資料と人的資産を集約することで、業務の効率化を図りながら、サービス向上を目指す
- M L A連携⁸をはじめとする相互連携による機能強化とサービス向上を期待し、施設の複合化の可能性を検討する
- 施設のバリアフリー化
- 図書館ネットワークや関係機関との連携などを考慮し、県中央部に立地する

5 千葉県文書館の現状と課題

基本構想で示したM L A連携と施設の複合化の可能性を検討するため、文化資源、情報資源を扱う県の施設の現状について整理しました。その中で、千葉県文書館が現在抱える課題は次のとおりです。

(1) 設備の老朽化

- 施設の老朽化により、温湿度管理をはじめとする適切な資料管理・保存が困難

(2) 書庫の狭隘化

- 書庫の収蔵率が約8割に達しており、将来的な資料保管スペースの確保が必要

(3) 資料検索システム

- 現在の資料検索システムは館内でしか利用できず、利用者にとって利便性が低い



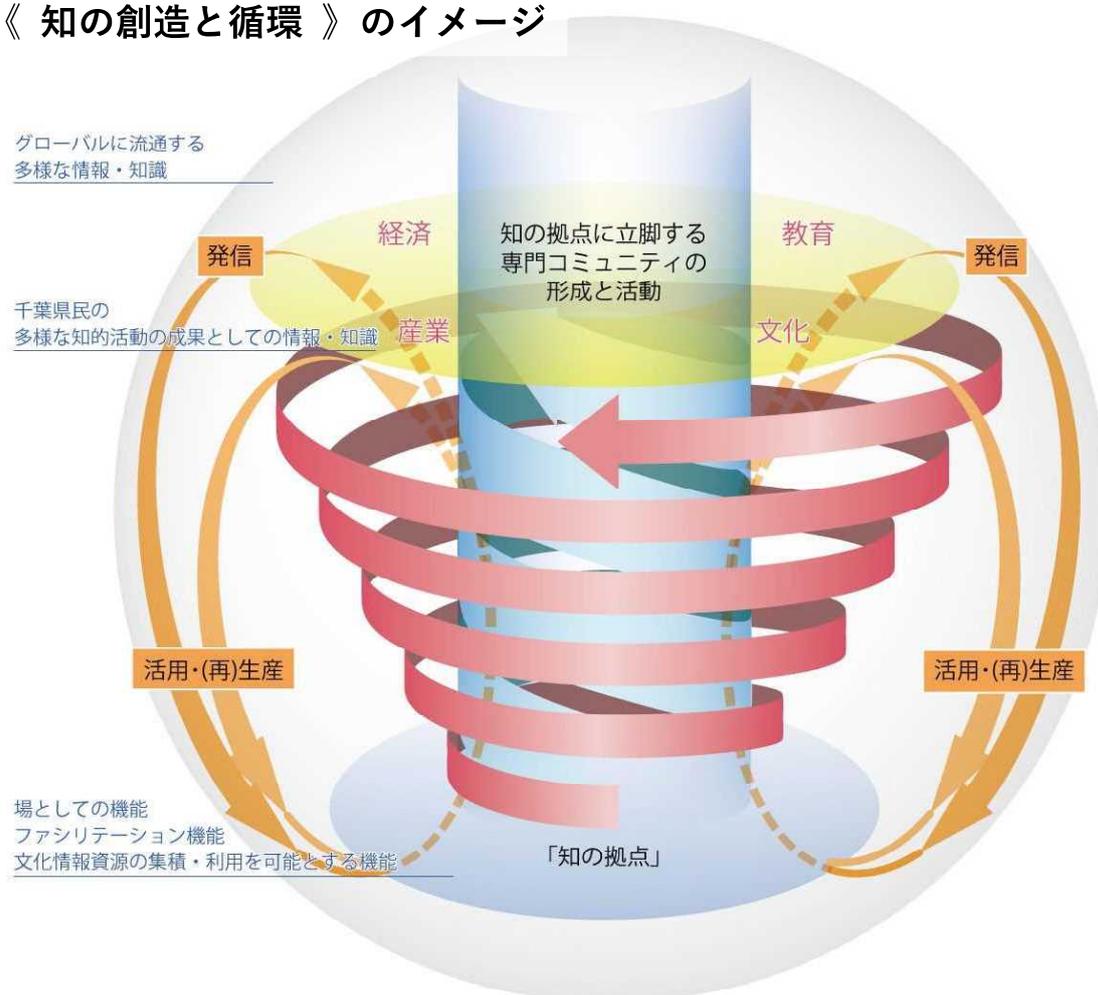
(写真：左から
文書館 史料の一例)

第3 新たな知の拠点の在り方

第2に示した課題の克服及び基本構想の実現に向け、県では各方面から意見聴取を行うとともに、様々な角度から調査・分析・検討を行いました。

特に、これからの社会の変化を見据えたとき、千葉県立図書館が知の拠点としての役割を果たしていくために必要な機能が、基本構想に定めた千葉県立図書館の目指す図書館像としての5つの役割と機能の中でも、5の「知の創造と循環を生み出す公共の場」であることから、集中的に検討を行っています。

《 知の創造と循環 》 のイメージ



「知の創造と循環を生み出す公共の場」とは、収集し蓄積された情報を単にインプットする場、消費する場としての在り方ではなく、利用者が情報を活用することで新たな知が生み出され、それが発信され、共有されることで誰かのために使われる、それによってまた新たな知が生み出される、という、知の循環が実現される場の在り方を示しています。

検討は以下の4つの観点から行いました。

1 知識基盤社会におけるデジタル化の進展

図書館や文書館、博物館といった施設は従前から、文化情報資源を収集し、保存し、人々に提供するというその機能によって、知の循環の実現を促す役割を担ってきました。

一方で、知識基盤社会と言われる現代においては、文化情報資源のデジタル化及び情報技術の進展は、「知の創造と循環」における様々な活動に大きな影響を与えようとしています。

そこで、新たな知の拠点が将来にわたって県民に貢献するためには、文化情報資源や提供するサービスをデジタル化という潮流の下で捉え直す必要があります。



2 これまでの領域を越える文化情報資源

文化情報資源のデジタル化は、これまで分けて扱われてきた様々な領域（資料の区分やそれを取り扱う組織、機関等）の境目を越えた資源の活用や、いくつもの領域が重なり合うところで新たな知が生まれることを促しています。文化情報資源を有する図書館や文書館、博物館等は、その長い実践の上に立ち、互いの専門性を活かしながら、主体性をもってこうした新たな時代の要請に応えていく必要があります。

3 県民の活動から生まれた成果の活用

新たな知の拠点には、文化情報資源の活用を促すことで、経済・産業・文化・教育等様々な分野における県民の活動に貢献し、人材育成、コミュニティ形成や新たな学びへの挑戦を促進し、そこで形作られた学習成果や研究成果など、県民の活動から生まれる新たな文化情報資源を収集するという「知の循環」を生み出すことが期待されます。

4 各施設の現状と課題

第2で示したように、県立図書館及び県文書館は、施設設備の老朽化や収蔵庫の狭隘化が顕著であることに加え、書庫・収蔵庫の温湿度管理をはじめとする適切な資料の管理・保存が困難となっています。

現在の各施設が共通して抱える課題を解決するとともに、基本構想で示されたMLA連携の方向性をさらに深め、1～3で示した新たな時代の要請に応えるための施設整備を行うことが必要です。

以上の観点に基づき、県は、県立図書館と県文書館を複合化した新たな知の拠点を整備することとしました。

また、図書館や文書館、博物館等がそれぞれの専門性を尊重しつつ、それらが重なり合う領域から生み出される価値、近接することによる効果を十分に発揮するため、新たな知の拠点を県立中央博物館の近隣地に立地させ、千葉県文化情報資源とそれを取り扱う専門家集団を集約することで、利用者の高まる期待に応える一体的なシンボルエリアの形成を進めます。

第4 新たな知の拠点の基本理念

1 新たな知の拠点の基本理念

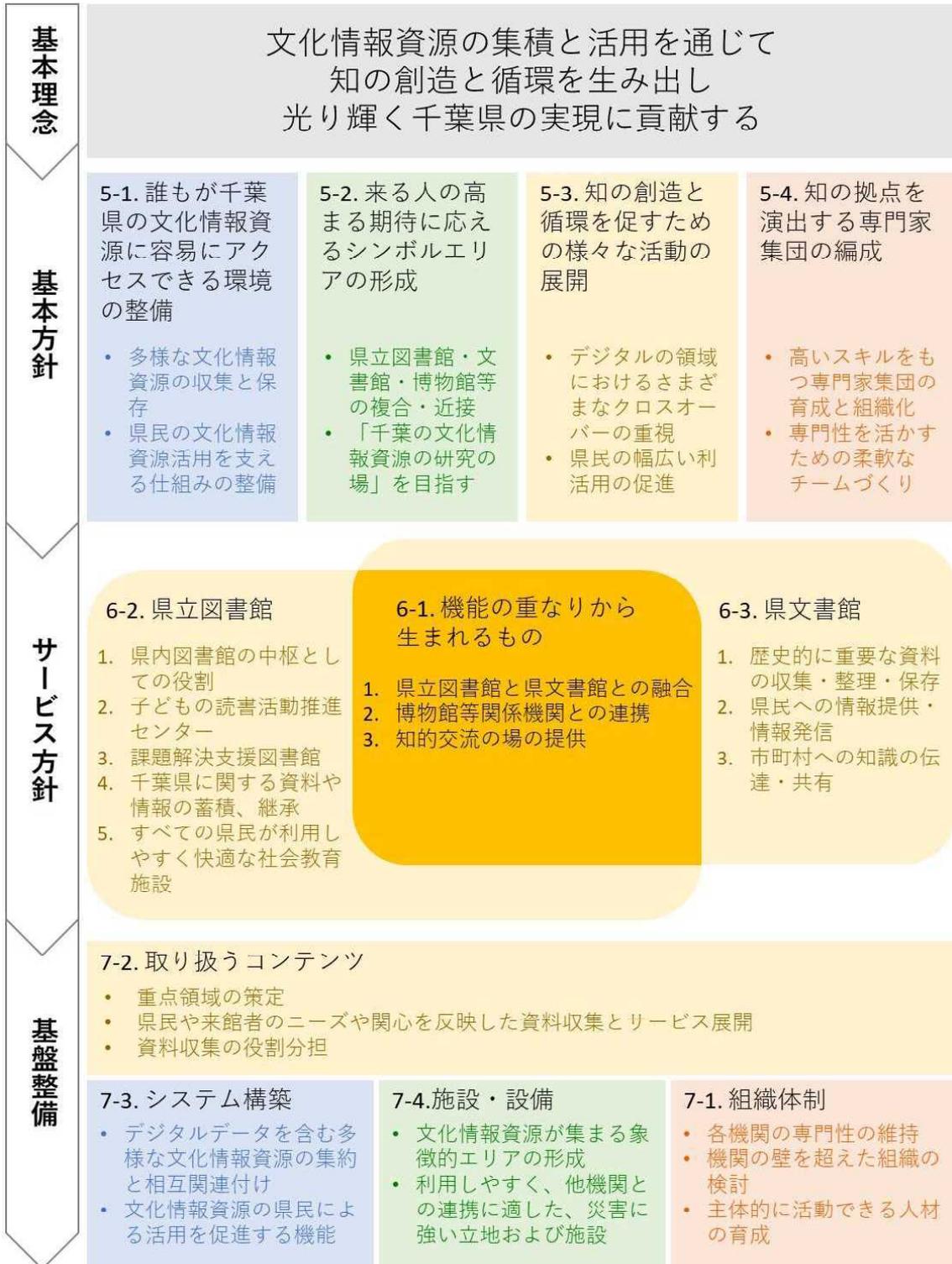
新たな知の拠点の基本理念を、次のとおり定めます。

**文化情報資源の集積と活用を通じて
知の創造と循環を生み出し
光り輝く千葉県の実現に貢献する**

新たな知の拠点は、千葉県の有する様々な文化情報資源とそれを取り扱う専門的スキルを有する人々が集まり、県民の豊かな知的活動の基盤、知的生産の象徴となるような拠点となることを目指します。

2 「基本計画」の全体像

「基本計画」の全体像は、次のとおりです。



第5 新たな知の拠点の基本方針

新たな知の拠点の基本理念を具体化する取組の方向性を示すものとして、次の4つの基本方針を定めます。

- 1 誰もが千葉県文化情報資源に容易にアクセスできる環境の整備
- 2 来る人の高まる期待に応えるシンボルエリアの形成
- 3 知の創造と循環を促すための様々な活動の展開
- 4 知の拠点を演出する専門家集団の編成

なお、以降に記載されている取組や内容等については、財政負担を考慮しながら、効率的・効果的な事業運営となるよう、引き続き実現性を含めて検討します。

1 誰もが千葉県文化情報資源に容易にアクセスできる環境の整備

これまで県立図書館では、書籍をはじめとした多様な資料を収集・保存し、直接あるいは市町村立図書館を通じて、県民に提供してきました。しかし、官公庁刊行物をはじめとした出版情報の得難い資料等も多く、千葉県に関するすべての資料を網羅的に収集できていません。また、市町村立図書館や大学図書館、博物館や文書館等他機関で収集されている多くの資料について、その資料情報に横断的に一括でアクセスできる仕組みも、現在のところ十分に整備されているとは言い難い状況です。

新たな知の拠点が「知の創造と循環を生み出す公共の場」として県民に貢献するためには、これまで県立図書館が果たしてきた、市町村立図書館等の支援という県内図書館の中核としての役割を引き続き果たしていくことに加えて、デジタル化時代に積極的に対応し、従来の図書資料や文書、博物資料等に限らない、多様な文化情報資源を取り扱うことを目指すとともに、県民が利用しやすく、より多くの資料と情報に触れることができ、さらにはその活

用の助けとなるような仕組みを整備することが望ましいと考えます。こうした視点の下で、県立図書館、県文書館及び県立博物館等の資料をはじめとした千葉県の文化情報資源が網羅的に関連づけられ、誰もが千葉県の多様な文化情報資源に容易にアクセスできるような情報基盤システムを整備することを検討します。この情報基盤システムの維持管理及び情報基盤システム上で文化情報資源が活用されるための仕組みづくりについては、県立図書館が主導して進めます。

2 来る人の高まる期待に応えるシンボルエリアの形成

情報基盤システムによる発信と文化情報資源を取り扱う機関（県立図書館、県文書館及び県立博物館等）の複合・近接により、来る人の高まる期待に応えるシンボルエリアを形成することを目指します。

また、この場が、組織の枠を超えて文化情報資源を研究し、専門家同士がテーマによってチームで活動する「千葉の文化情報資源の研究の場」となることを目指します。

3 知の創造と循環を促すための様々な活動の展開

知の創造と循環を促すために、文化情報資源を、県民が活用しやすく、県民の知的好奇心に応えられるように編集し提供します。

また、これまで図書館、文書館及び博物館等が行ってきた、レファレンスサービス⁹、読書案内、資料展示、講演会等のサービス、イベントをさらに発展させるとともに、新たな知の拠点がある様々な文化情報資源や専門家によるサービス等を効果的に広報することで、県民のより幅広い活用を促します。文化情報資源としてますますデジタルの資料や情報の比重が高まっていく中で、特にデジタルの世界では様々なクロスオーバーが生まれ、促されることを認識し、データや情報技術の領域における活動を重視した取組を検討します。

さらに、県民のICT活用を促進し、情報リテラシーの向上に寄与する活動を行います。

⁹ 資料や情報を求める利用者に、資料提供や情報提示により調べものの援助をする活動と、そのような活動を効果的に行うための関連業務。

4 知の拠点を演出する専門家集団の編成

新たな知の拠点がその機能を十分に発揮していくためには、文化情報資源を収集・保存・提供するための高度な専門知識と技能を備えた専門家集団が、文化情報資源の活用を促す多様な活動を主体的に実施していくことが必要です。文化情報資源に対する深い知識・理解を基盤に、資源同士を組み合わせることで新しい知見を見出したり、過去の資源から新たな価値を生み出したり、それを多くの人と分かち合うことができる専門家を育て、組織としてまとめあげていくことを目指します。

新たな知の拠点においては、司書・アーキビスト¹⁰・学芸員等としての専門性をそれぞれ伸ばすとともに、チームとして能力を発揮できるよう、外部の専門家とも協力・協働して事業を行います。また、知識基盤社会における情報化、情報技術の発展に対応可能な人材を育成します。

そして各職員・専門家の持ち味、強みを活かせるようチームを構成するとともに、知の拠点の成果が最大となるような組織構成、各職員がそれぞれの責任で担当業務を超えた新しいプロジェクトに挑戦できる仕組み等を継続的に検討します。



¹⁰ 文書館やこれに類するアーカイブズ機関等の、公文書や古文書、その他の歴史的な資料を取り扱う施設において、資料の収集、評価・選別、整理、保存、利用提供、普及、調査研究といった業務に携わる専門職。

第6 新たな知の拠点のサービス方針

1 機能の重なりから生まれるもの

基本方針の下、新たな知の拠点では、文化情報資源の活用を通じて、県民一人一人が学びによって、主体的に人生を設計していくことができるよう支援するとともに、知の創造と循環を生み出す具体的な実践の在り方について研究を進め、環境整備やサービスモデルの開発、普及に努めます。

(1) 県立図書館と県文書館との融合

共に文化情報資源を扱う図書館と文書館を複合施設とし、緊密な連携を図ることで、県民の利便性の向上を図り、また知の創造と循環を進める場を形成するために、次のような事業を検討します。

ア 共同事業等

(ア) 資料の収集・保存・展示

千葉県に関する多様な文化情報資源の網羅的収集と保存を目指すとともに、それぞれの資料を活用した企画や展示等により利用者がより幅広い視点で内容を理解し、関心を深められるよう検討します。

(イ) 共同イベントや連携講座の開催

県立図書館と県文書館とで共同のイベントや連携講座を開催し、両館の資料と専門職員の知識を組み合わせることで、より質の高い充実した講座等の開催を検討します。

(ウ) 行政資料の取扱い

県や県内市町村が作成した行政資料の取扱いについて、利用者の利便性の向上や業務の効率化の観点から、県立図書館と県文書館の業務の一本化等について検討します。

イ 機能連携

(ア) デジタル化による機能連携の推進

a デジタルアーカイブ活用のための資料整備

資料デジタル化等に関するノウハウ等を両館で共有し、協同して資料紹介や解説、テキスト情報の付与を行う等、より一層活用されるよう、整備します。



（画像：デジタルアーカイブ）

b 行政資料アーカイブの構築

両館が連携し、県や千葉県内市町村が作成したデジタルデータを包括に収集・管理するデジタルアーカイブの構築を目指します。

(イ) 広報・広聴活動における連携

利用者が新しい施設の情報を効率的に得られるよう、両館のホームページを統一します。

(ウ) 両館職員の合同研修・人材交流

両館職員がお互いの施設の所蔵・収蔵資料や実施事業の内容を熟知し、利用者へのレファレンスサービス等を的確に行うために、職員の合同研修や人材交流の実施を

検討します。

(エ) 研究機能の強化と千葉県データの活用

新たな施設に集積される千葉県に関する多種多様な資料や情報を整理し、調査研究を進め、その成果を活用しやすい形で提供することで、新たな知の創造につながる研究機能を強化します。

また、両館のデジタルデータ、県保有のオープンデータ¹¹、官民データ等の利活用により、地域や社会の課題解決や活性化、教育等に資する取組を支援するとともに、県民、研究者はじめ幅広く参加が可能なプロジェクト等の設置を検討します。

(2) 博物館等関係機関との連携

ア 県立博物館との連携

前項の県立図書館と県文書館との融合に加え、博物館とも連携を深め、以下のような図書館、文書館、博物館の事業連携を検討します。

(ア) 専門職員による相互研修・人材交流

各機関の特性、専門性に即した資料取扱い実務の研修を相互に行い、また人材の交流を進めることを検討します。

(イ) レファレンスサービスにおける相互連携

図書館、文書館、博物館が相互に連携し、それぞれの機関の専門性を活かした質の高いレファレンスサービスを提供できる体制を整えます。また、レファレンスサービスの対応回答記録を蓄積共有し、より高度な対応が可能な仕組みを整えます。

(ウ) 教育普及活動、調査研究活動等における専門職員の協力・連携

図書館、文書館、博物館の所蔵資料、展示企画等を活用した教育普及活動の相互連携事業を検討します。また、学校教育や社会教育と連携した関連プログラムへの参加

¹¹ 政府や自治体等が保有する公共データが、国民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、または、そのように公開されたデータのこと。

についても検討します。それぞれの専門分野を活かし、相互に連携しながら調査研究活動を行うことにより、調査研究の充実・向上を目指します。

(エ) 所蔵資料の再評価に基づく再配置

各機関が所蔵する資料について、重複する機能や設置目標に応じた所蔵資料の再配置あるいは所蔵機関の見直しを行う検討をします（例：美術品や古典籍を博物館へ）。

イ 関係機関との連携

市町村立図書館等のほか、県内の博物館や県内の大学・企業、関連団体、他の行政機関の刊行物や活動情報等を収集し、提供します。また、関連機関に蓄積されている知識や情報と図書館資料を活用する学習機会を提供するため、連携展示やイベントの共同開催を検討します。

様々な分野をリードする民間研究機関や県内企業、各種産業関係者等との関係強化を図り、人と人、人と組織、組織と組織を結びつけることで、多様化する県民のニーズに応えます。

主催事業については、来館の難しい県民・県内企業・団体も参加・利用できるよう、インターネットを通じた中継やデジタルアーカイブとしての提供を検討します。

(3) 知的交流の場の提供について

人生100年時代を視野に入れたとき、100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が重要であり、スポーツや文化芸術活動・地域コミュニティ活動に積極的に関わることも、個人の人生や社会を豊かにすると言われていきます¹²。新しい施設は資料や情報の蓄積・提供とともに、多様な人々が互いに学びあい、地域の課題等について対話や議論を行う知の交流の拠点としての役割を担います。

他の利用者や団体・企業・個人事業者等と交流することで自主的な活動が生まれ、ま

¹² 「人生100年時代構想会議 中間報告」（人生100年時代構想会議 平成29年12月）

た活動が一層充実するよう、リカレント教育¹³情報の提供、地域づくりや地域の課題解決に関する事業、県内各地で活動する図書館協力者やボランティア等の交流会や合同研修会等の開催を検討します。

積極的に市町村へ出向いて各事業を行うことで（アウトリーチ）、県内全域をカバーするよう、検討します。



¹³ 義務教育又は基礎教育の修了後、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇等）を交互に行う教育システム。

2 県立図書館の運営方針

県立図書館がこれまでに蓄積してきた蔵書やサービスをさらに発展させ、「知の創造と循環を生み出す公共の場」として千葉県経済・産業・文化・教育の発展に貢献するため、以下のサービスを展開します。

(1) 県内図書館の中核としての役割

県立図書館は、市町村立図書館等との役割分担を明確にし、専門的機能の強化を図るとともに、県内図書館及び関係機関のネットワークの中核としての役割を果たします。

ア 県内全域の文化情報資源活用のための支援

(ア) 県立図書館の専門的機能の強化

a 職員研修の体系化

県立図書館職員が、専門的な調査相談、市町村立図書館等への運営相談や先進的なサービスの開発・普及、図書館職員向けの研修の企画・立案、講義等において、必要な知識や技能を習得し、力量形成を図れるよう、関係機関が実施する外部研修への派遣や内部研修を計画的に行います。市町村立図書館等や大学図書館、専門機関、他県の県立図書館等との交流により実践的な研修を行える環境の整備に努めます。

b レファレンスサービスの質の向上

中核的な調査研究図書館として、外部の専門機関との連携を図りながら、レファレンスサービスの質の向上を図り、市町村立図書館等では解決し難い専門的なレファレンスサービスを提供します。

c 先進的サービスの研究・普及

社会の変化に対応した図書館サービスを提供するため、図書館サービスをめぐる様々なテーマについて研究し、また、外部の専門家や専門機関等とチームを作り、協同して企画や立案を行う等、先進的なサービスに積極的に取り組み、市町村立図

書館等への普及を図ります。

(イ) 物流ネットワークの強化

a 相互協力による資料提供の迅速化

県立図書館所蔵資料や市町村立図書館等の所蔵資料の相互協力について搬送の迅速化を図り、県民が必要な資料を入手するまでの時間短縮を目指します。

b 近隣の県立図書館等とのネットワーク強化

県外図書館とのネットワーク強化に向け近隣の県立図書館等との研究協議を始め、県民が身近な施設で多様な資料を利用が可能か、その方策について検討します。

(ウ) 情報ネットワークの強化

a 横断検索システムの充実

県内の市町村立図書館等が所蔵している資料を一括して検索できる「千葉県内図書館横断検索システム」の充実と利用促進に努め、さらに大学や類縁機関等の参加の拡大を推進することで、知の拠点を目指す情報基盤システムの強化について検討します。

b 市町村立図書館等電算化の支援

図書館システムが導入されていない市町村に対しては、システム導入に向けた情報提供や仕様書作成支援等を行います。

c デジタル化の推進

資料のデジタル化を推進します。デジタル化による既存サービスの拡張、新しいサービスの開発を研究します。



(写真：資料のデジタル化)

d 市町村立図書館等でのオンラインデータベース等の導入促進

市町村立図書館等でのオンラインデータベース等の導入促進を図るため、導入

事例の収集分析やオンラインデータベースの広域利用の在り方について市町村立図書館等と連携しながら研究します。

また、県内市町村立図書館に国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」への参加を促すことで、県民の情報資源へのアクセスポイントを増やします。

(エ) 人的ネットワークの強化

a 運営相談

市町村立図書館等への定期訪問や要請訪問を行い市町村立図書館等からの運営相談に応えるとともに、収集した各図書館の取組や課題等、図書館運営にかかる情報を発信します。

b 地域に密着した支援

運営相談、相互協力担当者会議等を通じて、各市町村の担当者と顔を合わせ、市町村の現場を見、地域のことを考え、その地域に密着した支援を行います。

c 市町村立図書館等職員間の人的ネットワークづくりの推進

各種研修会、千葉県公共図書館協会での事業、県内図書館等の職員向けサイト「図書館ポータル」の活用等を通じ、市町村立図書館等職員同士が情報共有できる場を作り、自館のサービス向上に役立てるための機会を設けます。

d 関係団体とのネットワーク

図書館職員、学校図書館職員だけでなく、読書活動推進に係る行政組織や関係団体とのネットワークを構築します。

(オ) 小規模図書館、図書館未設置市町村への支援

a 小規模図書館や図書館未設置市町村の読書施設に対する支援

小規模図書館や図書館未設置市町村の読書施設に配慮した資料の収集や、より効果的な資料提供方法の検討等により、住民が必要な資料や情報を利用できる環境整備を推進します。

b 共同事業の実施

必要に応じて県立図書館職員が訪問し、担当職員と協働で住民向けの講座やイベントを開催するなど、図書館機能の向上を推進します。

c 図書館開設支援

図書館未設置市町村が図書館開館準備・運営にあたる際には、必要な支援を行います。

イ 図書館職員の研修センター

(ア) 市町村立図書館等職員に対する研修

a 研修の体系化

経験別研修と分野別研修を組み合わせ、雇用形態に関わらず、すべての市町村立図書館等職員に対し体系的な研修を行います。

b 経験別研修会

新任職員、中堅職員、図書館長等、経験別の研修会を実施し、市町村立図書館等職員の継続的なスキルアップを図ります。

c 分野別研修会

「地域・行政資料」、「児童サービス」、「障害者サービス」、「法情報」、「健康・医療情報」等の分野別の研修会を実施し、市町村立図書館等職員の専門性を高めます。

d 多様な形態による研修

市町村立図書館等への出張研修、インターネットを活用した研修、研修のアーカイブ化を行い、遠隔地であることや職員数が少ないことを理由に研修に参加できない職員でもスキルアップが図れるようにします。

e 研修プログラムの開発

情報化社会や少子高齢社会において、時代や社会の要請に応じた図書館サービスを提供していくため、常に研修内容を見直し、国や他の自治体の先進事例等を参

考としながら、千葉県公共図書館協会と連携した研修プログラムの開発を行います。

(イ) 職員の交流及び研修による資質向上

県立図書館と市町村立図書館での職員の交流や研修派遣により、実践的な研修を行える環境整備に努めます。

ウ 県内図書館ネットワークの拠点

(ア) 資料保存ネットワークの整備

県民の利用を担保するために、県内図書館ネットワーク内での「最後の1冊」については、図書館間での共通ルールを定め、県全域で保存する体制を作ります。

(イ) 大学図書館との連携

県民の多様かつ高度な情報要求に応えるため、千葉県大学図書館協議会等や県内大学図書館と連携し、「千葉県内図書館横断検索システム」への参加促進、相互貸借や連携事業の実施等により、利用者サービスの向上を図ります。

(2) 子どもの読書活動推進センター

県域の子どもの読書活動の推進に寄与し、赤ちゃんから中高生まで継続して本に親しめる環境を整えるとともに、子どもたちの情報リテラシー向上に資するため、子どもの読書活動推進センターとして、庁内各課や関係機関等と連携を図り、次のような活動を展開します。

ア 子どもの読書活動の推進拠点

(ア) 子どもの読書活動を支える人づくり

a 市町村立図書館等児童サービス担当職員の養成

子どもたちの身近にある市町村立図書館等での児童サービスの充実を支援するため、担当職員の養成に引き続き取り組みます。

b 読み聞かせ講座等講師の養成

子どもへの読み聞かせや読書の重要性の一層の普及を図るため、読み聞かせ講座等の講師を目指す市町村立図書館等職員を対象とする研修を行います。また、市町村と協力しながら読み聞かせボランティアの養成を行い、学校や関係機関等とボランティアをつなぐことにより、ボランティアの活動の場を提供します。

(イ) 児童書選定支援

ボランティア団体や市町村立図書館等職員が児童書の新刊を手にとって選書を行えるよう、一定の基準を満たした図書を発行後速やかに収集し、モデル展示、リストの公開、回覧、資料の貸出し等を行います。

(ウ) 児童資料研究支援コーナー

児童文学研究や子どもの読書に関する活動に役立つ図書や雑誌を揃え、情報を蓄積し、子どもと児童文化に関する調査研究活動を支援します。

(エ) 子育て支援コーナー

子育て中の保護者等のため、子どもと本、教育、食、子どもの病気等、子育て上の課題に対応する資料を収集し、子育てを支援します。

(オ) 先進的なサービスの開発

専門性の高いサービスや県内に普及していないサービスについて、サービスモデルの開発や資料の収集・提供等について検討します。例えば次のようなサービスを検討します。

a 図書館利用の困難な子どもや保護者への支援

視覚に障害のある保護者とその子どもを主な利用者とする点訳絵本の製作、県立病院での出張おはなし会等を継続するとともに、聴覚・言語に障害のある保護者や子ども、来館困難な保護者や子ども等の読書の実態把握にも努め、必要とされる

サービスを研究開発し、普及・啓発します。また、日本語を母語としない子ども¹⁴の読書活動を支援するため、外国語の児童書や絵本を収集し、リストを作成して関係機関を通じて配付するなどのサービス提供に努めます。



b ヤングアダルト（ティーンズ）サービス¹⁵

（写真：点訳絵本や大活字本などを集めた「りんごの棚」）

全国的に見て、ヤングアダルト（ティーンズ）サービス担当者は少ない傾向にある¹⁶ため、県内の学校司書と協働して市町村立図書館等の担当者のネットワークを築き、情報共有、選書等の情報交換を行いながら、全県でのサービスの充実を図る体制を作っていきます。

また、ティーンズの課題解決や調べものに役立つ資料を集め、地域の図書館や学校と連携しながら県内各地に普及できるようなモデル事業を検討します。SNS等ティーンズに届く方法で情報発信するなど、広報を行い、読書への関心を高めま

c 子どもの読書活動推進イベント

職員によるおはなし会等のイベントのほか、子ども司書講座や読書会、ビブリオバトル¹⁷、POP作成等子どもたちが参加・活動するイベント等をモデル的に実施し、実施したプログラムの内容や成果は公開し、広く子どもの読書活動推進への活用を図ります。

¹⁴ 千葉県の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語別在籍状況：中国語 561 人、フィリピン語 296 人、スペイン語 123 人等（平成 28 年 5 月 1 日現在。文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査（平成 28 年度）」による。

¹⁵ 子どもと大人の中間に位置する中学生や高校生など主に 10 代の利用者層を、図書館関係者や出版業界ではヤングアダルトと呼んでいる。児童サービスから一般サービスへの移行を 10 代特有のニーズに沿った形で提供するサービスで、YA サービスやティーンズサービスと呼ぶ場合もある。

¹⁶ 平田満子 [ほか]「YA サービスの現状 全国調査報告(1)」『図書館界』67(2), p. 86-95, 2015 p. 94 「専任担当者数の平均は 1.47 人、兼任担当者数の平均は 2.23 人」（2014 年の市区町村立図書館対象調査）

¹⁷ 発表参加者が読んで面白いと思った本を 1 人 5 分間の制限時間で紹介し、参加者全員で「どの本が一番読みたくなかったか？」を基準とした投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする書評合戦。

イ 学校図書館の支援

(ア) 学校と公立図書館等の連携・交流促進

a 交流会

子どもの読書活動推進のため、学校種を越えて学校や公立図書館等がよりよく連携できるよう、交流会や情報交換の場を設けるなど、学校図書館の活動を支援します。

b 研修

教育庁関係各課、教育機関等と連携して、学校司書、司書教諭又は教員向けに図書館活用のための研修会の在り方を検討し、推進します。

(イ) 県立学校等への支援

県立学校、その他の高等学校等へは、学校の要望に沿いながら県立図書館から直接支援を行います。

a 資料・情報提供

テーマごとに資料をセット化した「学校用セット」等の図書館資料について、効率性やコストを総合的に勘案し、宅配便の活用等、資料要求に臨機応変に対応できる体制について検討します。

さらに、学校図書館を通じた協力レファレンス、学校向けウェブサイト、教員・児童・生徒向けのリーフレット・ブックリスト類の充実を図ります。

b 運営相談、講師派遣

学校図書館のリニューアル等の運営相談、学校での絵本の読み聞かせ講習会への講師派遣等を行います。

c 特別支援学校等への訪問読書支援

図書館利用や読書活動の困難な児童・生徒の在籍する学校を訪問し、学校図書館の運営相談を行うとともに、児童・生徒の読書活動に関わる教職員や保護者等と実技や実践等の手法の共有を行い、読書活動の体制づくりを支えます。また、特別支

援学校等との連携を通じて得た知見やノウハウを市町村立図書館等と共有することで、図書館利用や読書活動の困難な子どもへのサービスの全県的な展開を目指します。

(ウ) 小・中学校等への支援

小・中学校を支援する市町村立図書館等に対し、先進事例の情報提供や研修等の支援をするほか、市町村教育委員会の要請に応じ、小中学校への資料や情報の提供、講師派遣、運営相談等を行います。

(3) 課題解決支援図書館

県民・県内企業・団体が直面する課題の解決を支援し、まちづくりや地域振興等の地域の課題解決に貢献するため、法律・判例、医療・健康、ビジネス等の課題の主題に対応した蔵書の構築とデータベース等の調査ツールを整備するとともに、資料や情報源一般についての幅広い知識を持ち主題の資料や情報源に精通した司書の配置を行います。

課題解決支援には「専門家同士の連携」が欠かせません。図書館は、幅広い資料・情報を扱う間口の広さ、誰でもいつでも利用できる敷居の低さを活かし、誰でも何でも気軽に相談できる場所としての価値をアピールします。そして、経済産業分野であれば経営・起業・就業・融資・マーケティング等の専門家と、法律分野であれば弁護士や弁理士、司法書士等と、医療健康分野であれば医療従事者、保健師、栄養士等と連携し、お互いの専門性を活かした支援を行います。

以下のような取組を実施します。

ア 調査研究や政策形成の支援

(ア) 調査研究の支援（県民・県内企業・団体へのサービス）

主題別班編制の採用により主題の資料や情報源に精通した司書を育成し、文書館や博物館、議会図書室をはじめ、県内の様々な機関との連携強化を図るとともに、県立図書館で蓄積したノウハウを県内各地へ拡大・普及し、県内図書館全体の課題解決支援機能の向上に貢献します。

(イ) 政策形成の支援（行政職員に対する情報提供サービス）

県職員の業務に必要な法規集、白書、統計書、雑誌等を積極的に収集し、政策決定や行政事務に役立つ蔵書の構築に努め、県庁や出先機関へ提供します。

(ウ) 県議会議員の調査研究の支援

県政の重要課題の把握に努め、課題に沿った資料を収集するとともに、オンラインデータベース等も活用し、県議会図書室と連携して幅広く信頼性の高い情報を提供し、県民の代表である県議会議員の調査研究活動を支援します。

イ 調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供

(ア) 専門的な資料・情報の集積と提供のできる体制づくり

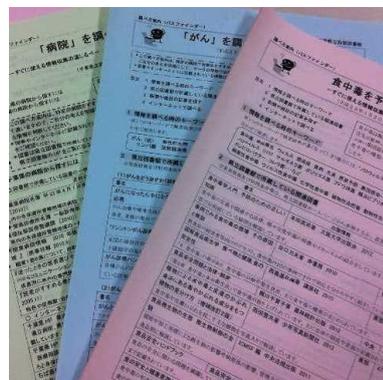
主題別班編制を活かし、各主題の情報源についての情報収集や研究を深め、より精度の高い蔵書構築を目指します。

(イ) 様々な分野のオンラインデータベースの整備

県民の幅広い調査研究に対応できるよう、新聞記事（全国紙）、法情報（判例や法律関係文献）、医学文献等のデータベースのほか、雑誌記事（大衆誌、専門誌等）、新聞記事（地方紙）、ビジネス（商圏・市場調査レポート、業界シェア調査等）、文学等の分野のデータベース等の活用促進を図ります。

(ウ) 県民による資料・情報収集とその活用への支援

特定の主題やトピックに関する資料や情報を収集する際に県立図書館が提供できる関連情報、入手手順を系統的にまとめた調べ案内（パスファインダー）や、時事問題、地域の課題等県民の関心・興味の高いと思われる事項についてまとめた資料（ブックリスト）を作成し、提供します。また、県民の情報リテラシーや資料・情報を活用する力を高めるような各種講座を実施します。



（写真：パスファインダー）

(エ) 電子書籍サービス導入の検討

電子書籍は、非来館型サービスや時間外サービス、拡大・読み上げソフトによる利用等、県立図書館のサービスでの活用が期待できるものであり、今後の市場動向等の変化に柔軟に対応できるよう、電子書籍を取り巻く状況の把握に努め、県立図書館としてのサービス提供について検討を進めます。

(4) 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

千葉県に関する資料や情報は、県民の財産であるとともに、県民がまちづくりを考え、地域の課題を解決していくためにも不可欠なものです。国立国会図書館等と連携しながら、県立図書館が千葉県内のあらゆる情報を集め、千葉に関する情報の調査研究機能や地域の情報発信拠点としての機能を強化することで、地域の調査研究活動を推進します。

ア 千葉県関係資料の計画的な収集体制の整備

県文書館と連携して行政関係部署や県内郷土研究団体等との連絡を密にし、出版情報を収集する体制を作り、一般に流通している出版物のほか、官公庁刊行物、自費出版物等出版情報の得難い資料や、デジタル資料、電子書籍、視聴覚資料等の紙媒体以外の資料も含む、媒体に関わらない千葉県ならではのコレクション形成を目指します。

イ 千葉県関係資料の提供

(ア) 千葉県関係資料・情報のプラットフォームの構築

千葉県関係資料は公立図書館、文書館、博物館、郷土資料館等の様々な機関が所蔵していますが、所蔵館や資料の媒体に関わらず、一度で探し出せるシステムの構築や県内外の各機関が提供しているアーカイブ等との連携を目指します。デジタルデータが公開されている資料は検索時に閲覧できるようにするとともに、一般的な検索エンジンからメタデータやコンテンツにアクセスできるような仕組みを研究します。

(イ) デジタルデータの公開

資料のデジタル化、オープンデータ化を推進し、データ公開にあたっては、クリエ

イティブ・コモンズ・ライセンス¹⁸を表示するなど、情報を適正に流通させ、新たな知を生み出す活動を支援します。また、和本等の翻刻・解説が表示できるようにするなど、誰もが使いやすい公開方法を検討します。

(ウ) 調査研究の支援

a 千葉県情報案内コーナー

千葉県のひと、こと、もの、県政の現状と課題等様々なことを調べる入口となるよう、県の知事部局・公営企業・行政委員会事務局等と連携して、県の統計資料や刊行物、県や県有施設が発行するチラシ・パンフレット類等、資料や情報を収集して提供するとともに、県民の関心が高いと思われるトピックスを取り上げ、資料・情報の紹介や調べ方案内の提供、企画展示、ミニ講座等を行います。

b 書誌・索引類の作成

千葉県歴史関係雑誌記事索引や千葉県関係新聞・雑誌記事索引については、ボランティア導入等も検討しながら、より使いやすい索引として提供するとともに、千葉県関係資料のテーマ別目録の刊行や新規目録・索引の作成を検討します。

ウ 千葉県関係資料の保存・継承

県立図書館は収集した資料の長期保存を図っていますが、千葉県関係資料は特に良好な状態で永く利用できるよう留意し、貴重資料の劣化を防ぐため、紙資料の媒体変換（マイクロフィルム化・デジタルデータ化）を継続します。

エ 千葉県関係資料の活用

図書館の知の創造と循環に資するよう、千葉県のこれまでの歩みを踏まえ、様々な地域の資源やポテンシャルを生かし、発展させるような工夫や視点を大切にしながら、千葉県関係資料を広く活用できるよう、郷土史研究家が集まるイベントや、地場産業を支援する取組等を検討します。

¹⁸ 著作物の適正な利用と流通を促進しようとする活動を行っている国際的非営利組織、クリエイティブ・コモンズが提供する、インターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール。

(5) すべての県民が利用しやすく快適な社会教育施設

新たな知の拠点は、千葉県のカ文化情報資源や専門家集団が集まる知的生産の象徴となると同時に、老若男女を問わず、障害のある人にもない人にも、ICTを活用する人にもしない人にも、すべての県民に等しく良質な図書館サービスを提供できるよう努めます。

ア 非来館型サービスの充実

インターネット上のサービスの充実や、県内の市町村立図書館等とのネットワークを通じて、地理的な距離を意識することなく、すべての県民が県立図書館の機能やサービスを活用できるようにします。例えば、利用登録や資料の取寄せの手続きをインターネット上から行える仕組みの構築やデジタル化資料の公開等を進めます。

イ 図書館利用や読書活動に困難のある人へのサービスの充実

障害のある人もない人も読書活動・生涯学習活動を自律的に行えるよう、資料整備と読書環境の充実を図るとともに、市町村立図書館等を通じ全県へのサービス普及を目指します。

(ア) 資料整備

拡大写本、点字資料、布の絵本・触る絵本、字幕・手話付き映像資料等の収集・製作を検討します。資料の利用に際して、専門の機材を必要とする場合には、機材の貸出し・操作説明等のサポートを行います。

(イ) 環境整備

筆談用具、コミュニケーションボード等の設置、手話通訳者や音訳者、託児スタッフの配置、遠隔対面朗読の実施を検討するとともに、関係機関と連携して、障害や発達段階に応じて遊べるおもちゃ、福祉機器等に直接触れられるイベント、体験講座等について研究します。

ウ 高齢者に対するサービスの研究

高齢者の社会参加や就業、生きがいづくり、健康づくり等の「生涯現役社会」に繋が

るサービス、高齢者の課題解決を支援するサービス、加齢や認知症に伴い図書館利用や読書活動に困難を生じた利用者でも安心して図書館を利用し続けるためのサービスについて研究します。

エ 多文化の理解につながるサービスの研究

日本語を母語としない県民の読書活動や日本語学習を支援し、外国語資料や日本語学習に関する資料、多様な文化に関する資料の収集、提供に取り組むとともに、外国語のおはなし会や文化紹介等、講座やイベントを通して、言語や文化の異なる人々が交流する機会を作ることについて検討します。



3 県文書館の運営方針

県文書館では、歴史的に重要な資料を確実に収集・整理・保存するとともに、資料の内容を県民にわかりやすく提供し、県内市町村等へ知識を伝達・共有するため、以下のサービスを実施します。

(1) 歴史的に重要な資料の収集・整理・保存

歴史的に重要な公文書や古文書等の資料を、適宜収集・整理し、適切な環境・方法で保存します。

ア 公文書

(ア) 公文書の移管

保存期間の満了した県の行政文書のうち、歴史的な資料として重要と判定されたものを「歴史公文書」として文書館へ移管します。

判定は、文書を作成した原課と文書館に加え、外部の有識者によるアドバイスを受けて行い、複数の目により、県民の知的資源として後世に残すべき文書を評価選別します。



(写真:公文書)

(イ) 歴史公文書の整理

移管を受けた歴史公文書は閲覧に供するため、文書の記載内容を1件ごとに確認し、その情報を目録としてまとめます。公開に適さない内容が含まれていないかを確認し、非公開部分に被覆処理を施します。

(ウ) 適切な保存

歴史公文書として文書館へ移管される文書は、虫害を防止するためにくん蒸を行

い、劣化や破損が生じているものについては補修します。また、書庫での保管は、温湿度を一定の値に保ち、カビの発生等を要因とする劣化が進まないように細心の注意を払います。

イ 古文書

(ア) 所在調査及び収集

県内に残る古文書は、県の歴史を跡付ける重要な資料です。古文書は、県内各地に所在し、個人で保管されているケースが多いため、適宜所在状況の実態調査を行います。

所蔵者に対して、古文書の保存や補修の方法をアドバイスするとともに、個人での収集が困難である場合などは必要に応じて寄贈又は寄託により収集します。

(イ) 目録作成等の整理

寄贈・寄託を受けた古文書は閲覧に供するため、中性紙封筒に一点ずつ詰めながら、識別するための文書番号を付与します。古文書の内容を把握し、情報を目録としてまとめることで、利用しやすくします。



(写真：古文書)

(ウ) 適切な保存

収集した古文書についても歴史公文書と同様に虫害等を防止するためにくん蒸を行い、劣化や破損が生じているものについては補修を行います。温湿度管理等を徹底した書庫で、カビの発生等を要因とする劣化が進まないように保存します。

(2) 県民への情報提供・情報発信

収蔵する歴史的に重要な資料について、直接県民の閲覧に供するとともに、展示や講演を通してよりわかりやすく情報を提供します。

ア 収蔵資料の閲覧

歴史公文書や古文書等を閲覧に供し、その多くについて実物（原本）を手にとることができるようにします。また、資料は形態や大きさが様々であり大型のものもあるため、専用の閲覧環境を整備します。

さらに、資料検索・調査への助言や、資料の解説など、閲覧関連サービスの充実を図ります。

（写真：大型資料）



イ 講座・講演等

千葉県の歴史をより詳しく学びたいという県民の知的好奇心に応えるため、県文書館の資料や、関係機関から借り受けた資料を活用し、古文書講座や県史講座、歴史講演会、出前講座等を積極的に開催します。また、過去の千葉県の姿が記録された映像資料を活用し上映会等も企画します。

ウ 企画展等の開催

県文書館で収蔵している資料を活用し、常設展示のほか、千葉県に関連したテーマの企画展を開催するとともに、市町村の公民館等を活用した館外展示を検討します。

エ SNSの活用

各種イベントや収蔵資料の情報を、逐次発信するため、SNSを活用します。

オ 文書館見学ツアー

文書館への理解を深め、活用を促すため、書庫内での保存の様子やくん蒸室等、通常見られないバックヤードの案内や、閲覧室の使用方法を説明する見学ツアーを実施します。

カ 学校教育現場との連携

県文書館で収蔵している資料の授業等での活用支援や、生徒たちの歴史学習支援等、学校教育現場との連携を検討します。

(3) 市町村への知識の伝達・共有

公文書を収集・整理・保存する必要性は市町村においても同様です。県文書館がこれまで蓄積してきた、将来にわたって残すべき文書の選別や、文書の補修・整理・保存の仕方等の知識・ノウハウを、研修会等を通して伝達するとともに、他県や県内外の市町村が持っている優れた手法があれば、これを共有します。

第7 新たな知の拠点づくりに向けた 基盤整備

1 組織体制

(1) 基本的な考え方

組織と人材は新たな知の拠点の活動の基礎となるものです。長期的な視野に基づく組織づくりを行うとともに、計画的な人材の確保、育成を進めます。

図書館あるいは文書館、博物館等はこれまで、各機関の掲げる目的に向かって、それぞれの持ち味と強み、専門家集団としての固有の文化を発展させてきました。新たな知の拠点では、各機関がそれぞれの専門性を維持しつつも、機関の壁を超えたグループや幅広い文化情報資源の活用をコーディネートできる組織の在り方を検討し、その専門的な知識・技術を十二分に機能させることを目指します。

光り輝く千葉県の実現に貢献するため、図書館と文書館の融合による相乗効果を生み出すことを考え、事業を企画し、実行できる専門家集団となることを目指します。それぞれの専門分野における力量の向上にとどまらず、外部の人材や他の分野の専門家、県民とも連携してチームを作り、新しい事業を推進することができる人材の育成を図ります。

(2) 県立図書館

ア 組織概要

県内の文化情報資源の発掘、情報収集、文書館や博物館との連携、広報等に配慮し、体制を検討します。

イ 研究活動

職員の自発的で柔軟な発想による新規事業の開発や業務改善を促進するとともに、知識・技能の習得・蓄積・継承を図るため、組織の枠を超えた研究活動を奨励します。

ウ アウトソーシングについての考え方

図書館内での知識・技能の蓄積・継承の必要な専門業務については司書等の正規職員が担い、外部資源で代替可能な業務についてはサービスの向上及びコスト削減効果の観点からアウトソーシングの実施について検討します。

(3) 県文書館

図書館との連携を図りつつ、公文書・古文書それぞれの文書の収集、活用を一層推進していける組織体制を検討します。

2 取り扱うコンテンツ

(1) 基本的な考え方

千葉県として重点的に取り組む領域を検討します。重点領域を活動の柱としながら、県民や来館者のニーズや関心を反映し、時宜に即した資料収集とそれを活用した企画・サービスを展開することを検討します。

県立図書館と県文書館の間では、現物資料とデジタルデータのそれぞれについて、扱う資料を整理します。また、県内のその他の文化情報資源を扱う機関等との間においても、資料収集の役割分担について整理することを検討します。

(2) 県立図書館

現在は、「千葉県立図書館資料収集方針」により資料を収集するとともに、「千葉県立図書館資料保存方針」により保存を図っています。

ア 収集

県内図書館等全体での蔵書構成を考慮し、県立図書館では調査研究に必要な専門性・学術性の高い資料を中心に収集、提供します。インターネット上にある情報資源や電子

書籍等に含まれるポーンデジタル¹⁹の資料や情報への対応を検討するとともに、資料を県内で最低1冊は保存していく体制づくりに向けて県内市町村立図書館等の除籍資料の受入方針を定めます。

定期的な蔵書評価を行い、評価結果に基づく不足部分の補充等、限られた資料費により効果的な蔵書構築を行います。

イ 整理

多様化・大規模化する所蔵資料の中から求める資料や情報を探しやすくするために、資料の配置や請求記号、著者名・件名の典拠コントロール²⁰等について検討し、方針を定めて整理を進めます。

ウ 保存

「千葉県立図書館資料保存方針」の基本的な考え方を維持し、電子書籍の動向等を踏まえながら、資料を県内で最低1冊を保存し提供する体制づくり、長期にわたる収蔵能力の確保に対応します。

また、資料のデジタル化の進展や県内図書館所蔵状況、保存スペースを勘案し、県立図書館として不用となる書籍については譲渡・廃棄等の手続きを行う等適切な蔵書構成の維持に努めます。

(3) 県文書館

公文書については、「歴史公文書の判断基準」に従い、歴史的に重要な公文書を収集します。なお、歴史公文書の判定に当たっては、平成30年度に設置した「歴史公文書判定アドバイザー」からの専門的知見に基づく助言を受けながら適正に進めます。

古文書については、県内各地に配置している「古文書調査員」からの報告等を参考にしながら、貴重な古文書が散逸することのないよう、寄贈又は寄託の方法により収集を進め

¹⁹初めからデジタルデータとして作成されるコンテンツ。冊子体が刊行されず、電子体のみが発行される書籍等。

²⁰ 図書館の目録データベースにおいて、検索漏れを防ぎ、重複レコードの発生を抑えるための仕組み。著者名や件名等に一貫した典拠形を与え、管理することで、表記のゆれに関わらず同一人物等を同定し、同姓同名の別人等を除外した精度の高い検索結果を提供することができる。

ます。

3 システム構築の考え方

新たな知の拠点は、デジタルデータを含む幅広い文化情報資源を集約し、それらが活用され、新たな知が生み出される公共の場となることを目指します。その実現のためには、多様な情報、コンテンツを受け入れ、それらを相互につなげ、組み合わせることで、知のスパイラルを生み出す土壌となる情報基盤システムを整備することが望ましいと考えます。

新しい施設の情報基盤システムについては、次のような観点に配慮しながら整備することを目指します。

(1) 基本的な機能

- * 県内の文化情報資源に関する情報が1つのインターフェースから検索できる。
- * 県内市町村や関係機関等が、情報基盤システムに自分たちの情報・コンテンツを登録でき、コンテンツ同士や他のプラットフォームとの間で相互に導線を設定することができる。
- * 市町村や関係機関等の利用・参加促進のために、技術的・制度的な制約の少ない、使いやすいシステムとする。
- * 各機関等がその専門とするコンテンツを登録する一方で、これまで収集対象とならなかった新しいコンテンツの受け皿となる。

(2) 文化情報資源の活用促進のための機能

- * 一般的なインターネット検索からも目に留まるように登録された情報・コンテンツを提示するなど、人々と文化情報資源をつなぎ合わせる役割を担うとともに、情報・コンテンツの活用方法を例示できるような仕組みをもつ。
- * 様々な文化情報資源を登録する上で、情報・コンテンツが探しやすく、また活用されやすくなるように、メタデータの在り方を検討する。



(3) 県の情報プラットフォームとしての役割

- * ジャパンサーチ等、国や他の機関の整備するプラットフォームとも連携しながら、千葉の文化情報資源に焦点をあてた情報プラットフォームを整備する。
- * プラットフォームの構築と維持管理を県立図書館が行うことで、千葉の文化情報資源の管理・活用の在り方を描く主体となることを目指す。

4 施設・設備

(1) 基本的な考え方

新しい県立図書館・県文書館を、文化情報資源を扱う他の機関との幅広い連携が実現可能な場所に整備し、千葉県の新たな知の拠点にふさわしい、文化情報資源が集まる象徴的なエリアの形成を目指します。同時に、県民及び県の機関による利用や県内市町村立図書館等との連携における利便性や自然災害への対応を考慮した立地とします。

また、ユニバーサルデザイン²¹と空間効率性、新施設が取り扱う資料の性質等の観点から踏まえ、適切な施設構成とゾーニングを検討します。図書館、文書館それぞれに十分なバックヤード機能を確保しながら、機能が重なり合う部分を活かす利用エリアの計画に配慮します。

(2) 立地の考え方

現在の県立中央図書館は、「千葉文化の森」を構成する県民資質の高揚と情操を養うための文化的施設の一つとして、県文化会館、千葉市立郷土博物館とともに造成されました。

このような成り立ちを踏まえつつ、新施設の重要な要素である文化情報資源を扱う他の機関との幅広い連携の実現という観点から、次のような立地がふさわしいと考えます。

1. 文化情報資源を扱う他の機関及び県庁から近隣にある場所
2. 県立図書館による市町村支援という観点から、物流の面での利便性が高い場所
3. 公共交通機関や自家用車といった様々な交通手段で来館しやすい場所（必要な駐車場台数を確保できる敷地要件を満たす場所）
4. 災害の影響を可能な限り低減できる場所
5. 施設整備にあたり用地の確保が容易である場所

²¹ 年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。

(3) 立地場所の検討

「立地の考え方」の各条件を満たす候補地について、県有地等3か所を比較検討しました。

主な検討項目		現在の中央図書館	千葉みなと NHK 前	県立青葉の森公園
県庁からの距離		0.3km	2.0km	2.0km
公共交通機関からの距離		モノレール 0.25km	モノレール 0.1km	バス 0.1km, 0.55km
高速 I C からの距離		3.5km	5.5km	2.0km
減災	海・川からの距離	0.3km	0.4km	1.0km
	海拔	4.6m	2.4m	26.5m
高さ制限		第一種高度地区 20m	制限なし	第一種高度地区 20m
敷地面積		5,600 m ²	4,060 m ²	13,000 m ²
容積率		200%	400%	200%
建ぺい率		60%	80%	60%
建設可能延床面積		11,200 m ²	16,200 m ²	20,000 m ²

検討の結果、来館アクセス、減災、建設コストにおいて優位である、県立青葉の森公園内での新築が妥当との結論に達しました。

また、必要な駐車場台数を確保するとともに、

1. 交通弱者や自家用車を利用しない県民の利用における利便性を確保する
2. 現在県庁近隣にある県文書館が移転することで、行政職員による公文書の利用に支障を来さないよう配慮する

といった課題の解決に向けて、公共交通機関網整備の働きかけなどに努めてまいります。

(4) 設置場所の検討

さらに、県立青葉の森公園内での設置場所として、3か所を比較検討しました。

ア 設置場所の候補

- ・カルチャーゾーン内の西洋庭園（芸術文化ホール南側）付近
- ・レクリエーションゾーン内の中央広場付近
- ・ネイチャーゾーン内のはらっぱ（公園北側駐車場の東側）付近

イ 設置場所の考え方

新施設は、文化情報資源を扱う機関との幅広い連携が重要な要素であることから、以下の条件に基づき比較・検討しました。

1. 文化情報資源を扱う他の機関が近隣にある
2. 公共道路への接道に優れ、物流の面での利便性が良い
3. 県民が、公共交通機関等でアクセスしやすい
4. 新施設の建設により、公園の活性化が進む

検討の結果、既存施設である中央博物館等との連携が図れ、公共道路からのアクセスが良く、建物の隣接地に平面式の駐車場を設ける土地の確保ができ、ゾーン相互の新たな人の流れが生まれ、公園の更なる活性化が期待できる等の理由から、ネイチャーゾーン内のはらっぱ（公園北側駐車場の東側）付近への設置が妥当との結論に達しました。

(5) 施設・設備の考え方

新しい県立図書館・県文書館の施設は、来館者が直接利用する利用エリア、職員がサービスや執務を行う業務エリア、資料を保存する書庫の保存エリアに分けて考えることができます。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）（平成18年法律第91号）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）（平成25年法律第65号）、「千葉県福祉のまちづくり条例」（平成8年3月25日

千葉県条例第1号)、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」(平成17年3月千葉県)に則り、障害のある人にもない人にも安全で快適な施設・設備とするとともに、地震等の災害に強い施設を整備し、危険のないよう配慮しながら、来館者と両館で働く人(職員と外部スタッフ、ボランティア等を含む)の安全を確保します。

また、資料の長期保存に配慮し、施設全体において、温湿度変化、紫外線の影響を低減し、害虫等有害生物の進入を予防するよう検討します。

さらに、将来的なゾーン構成の変更、所蔵資料の増加等による設置書架の変更を想定した空間構成や床荷重も必要です。

ア 利用エリア

新しい県立図書館・県文書館は、来館する利用者が、サービス・資料・情報に機能的にアクセスでき、来館目的を効率的に達することのできる施設・設備であることが求められます。

情報基盤システムと機能を補完し合うよう十分に考慮しながら、利用者同士、利用者と県内の団体・企業・個人事業者等の交流を促し、知の循環が自然に図られる施設の配置や構成を検討するとともに、イベント会場や関係職員向けの研修会場としても使用することにも配慮します。

また、新施設では、知の創造と循環を促すために、利用者が文化情報資源を編集・加工・発信できる機能を提供することを検討します。

想定されるゾーン構成

- a 総合サービスゾーン
- b 千葉県資料ゾーン(県立図書館)
- c 子どもの読書活動推進センター(県立図書館)
- d 一般資料ゾーン(県立図書館)
- e 公文書・古文書ゾーン(県文書館)

イ 業務エリア

資料の納品・排架・出納等のため台車の使用が頻繁にあることから、利用エリアと業務エリアの間、業務エリア内の人が資料を運び込む場所の間、業務エリアと書庫の間のすべてを段差なく往来できるよう配慮します。

ウ 保存エリア

資料の性質に応じた適正な保存を行うため、県立図書館と県文書館の保存エリアは別に設置します。書庫はすべて無窓とします。

(想定される資料別書庫構成と要件)

- a 図書・雑誌等（固定書架・集密書架・自動化書庫）：温度 27 度以下、相対湿度通常 45～55%（一時的には 60%まで可）
- b 貴重書：温度 20 度以下、相対湿度 45～55%、前室付
- c マイクロフィルム：温度 20 度以下、相対湿度 30～40%、前室付
- d 公文書・公文書等：温度 20 度以下、相対湿度 45～55%、前室付



(写真：古文書書庫)

(6) 立地場所及び施設構成・設備

新たな施設の立地場所及び施設構成等については下記のとおりです。

ア 立地場所等の概要

予 定 地	県立青葉の森公園はらっぱ付近（千葉市中央区）
敷地面積	18,500 m ² 程度（周辺整備も含む）
延床面積	17,000 m ² 程度
建 物	地上2階地下1階
用途地域	第2種中高層住居専用地域
容 積 率	200%
建 蔽 率	60%

イ 施設構成・設備概要

(a) 利用エリア

開架・閲覧スペース(階層吹き抜け)	図書：15万冊 雑誌、新聞
図書館部分	一般閲覧席、PC利用席、個室・個室、グループ活動室、DB・視聴覚席、大型資料閲覧席、貴重資料閲覧席、車椅子用閲覧席
文書館部分	公文書、古文書閲覧スペース、特別閲覧室

共用部分	映像資料閲覧室、展示室・スペース、マイクロリーダー席、撮影スペース
カウンター廻り スペース	総合、貸出（返却）、レファレンス対応、PC、児童、千葉県関係、予約取り置きスペース、磁気誘導ループ、デジタルサイネージ、インフォメーションシステム
その他の利用 スペース	資料デジタル化作業室、作業室（布の絵本等の作成）、大型資料閲覧室等 研修室（可動間仕切により複数スペースに分割可）、研修室用倉庫（イス、机等収納） 対面朗読室、授乳室
通路・その他	コインロッカー、通路、トイレ等

(b) 保存エリア （図書館 205 万冊＋文書館 50 万冊（公文書換算））

図書館部分	保存書庫A（固定） 保存書庫B（集密）
自動化書庫は階層 吹き抜け	保存書庫C（自動化） 保存書庫D（貴重書庫） 保存書庫E（マイクロ保管庫）
文書館部分	保存書庫F（公文書・古文書等）

(c) 業務エリア

図書館部分	館長室、応接室 事務室 作業室（資料整理、印刷・製本、選書、デジタル加工、撮影等） 資料搬送室 PC・サーバ室
文書館部分	館長室、応接室 事務室
共用部分	会議室、くん蒸室、EV、倉庫、更衣室、トイレ等

(d) その他のスペース

	退館ゲート、エントランスホール（県史紹介コーナー、イベント等の広報チラシ、各市町村の広報誌コーナー等）、休憩スペース、車庫（公用車用）、EV、トイレ、階段、通路、倉庫等
	機械室、電気室、警備員室等

ウ 主要付帯設備

駐車場、駐輪場、外灯、大型掲示板（照明設備付帯）、ブックポスト
企画展用宣伝看板設置台

第8 参考資料

現行のサービス業務

1. 県立図書館

1 図書館協力業務	
(1) 資料の市町村立図書館等への貸出し	市町村立図書館等の求めに応じて、年間 10 万冊以上の資料の図書館間貸出しを行っています。
(2) 図書館協力車による巡回、資料搬送	業者委託により県内のすべての市町村立図書館等に対し、週 1 回定期的に図書館協力車を巡回し、県立図書館及び市町村立図書館等の相互貸借資料（合計年間 20 万冊以上）を搬送しています。
(3) 市町村立図書館等からの運営相談	図書館の管理・運営やサービスに関する質問を市町村立図書館等から受け付けるとともに、定期的に施設訪問し（年 1 回以上）、図書館運営相談等に応じています。
(4) 図書館未設置市町村の援助	図書館未設置市町村の公民館図書室等読書施設に対し、資料の貸出しや協力レファレンス、運営相談等の援助を行っています。また、定期的に施設訪問（年 1 回以上）をしています。
(5) 読書活動援助	県内の読書活動を推進するため、読書グループ関係団体への支援協力を行うとともに、読書会用テキストとして、同一タイトル 10 冊をセットにした十冊文庫の整備を進めています（年 10 タイトル程度）。
(6) 資料の巡回展示	市町村立図書館等と連携し、県立図書館で実施した資料展示の巡回展示を年間 30 回程度行っています。
2 研修業務	
(1) 経験別研修	市町村立図書館等職員の資質向上を図るため、新任職員、中堅職員等の研修会を実施しています。各回の募集定員は以下のとおりです。 ア 公共図書館新任職員研修会 100 名 イ 公共図書館中堅職員研修会 30 名 ウ 図書館長研究協議会 45 名
(2) 分野別研修	市町村立図書館等職員の専門性を高めるため、児童サービス、地域行政資料、レファレンスサービス等の研修会を実施しています。各回の募集定員は以下のとおりです。 ア 地域行政資料研修会（全 2 回） 65 名 イ 児童サービス基礎研修会（全 5 回） 200 名 ウ レファレンスサービス研修会（全 2 回） 70 名 エ 課題解決支援サービス研修会（全 4 回） 120 名

	<p>オ 障害者サービス研修会（全2回） 60名</p> <p>カ 読書支援機器活用講座（全4回） 50名</p> <p>キ サピエ図書館活用講座 10名</p> <p>ク 千葉経済大学短期大学部との連携研修会 20名</p>
3 児童サービス	
(1) 子どもの読書活動推進センター機能の充実	教育委員会、図書館、関係機関・団体、関係者等の連携・推進を図り、子どもの読書活動の推進に努めています。
(2) 資料の貸出し、レファレンスサービス、おはなし会等の来館者サービス	資料の貸出し、児童書研究のレファレンスサービスのほか、定例おはなし会（毎週土曜日開催）等を開催するとともに、子育て支援情報コーナーの資料や情報の充実を図っています。
(3) 学校図書館への援助	高等学校・特別支援学校向けの貸出用セット資料等の貸出しや調査相談・運営相談（年70回程度）を行うとともに、生徒向けに高等学校で実施する読み聞かせ講座（年10校程度）に講師として職員を派遣しています。また、特別支援学校に訪問し、おはなし会を実施しています（年10校程度）。
(4) 読み聞かせボランティアの養成	読み聞かせボランティア入門講座を年2回開催するとともに、市町村立図書館等や学校図書館が実施する子どもの本の読み聞かせボランティアを養成する講座等に講師として年10回程度職員を派遣しています。
(5) 出張おはなし会	関係機関で開催するイベント等に協力し、職員が出向き、おはなし会や読み聞かせを年5回程度行っています。
(6) ヤングアダルト（ティーンズ）サービスの充実	中高生向けの本棚を設置するとともに、県立図書館ホームページ内のヤングアダルト（ティーンズ）サービスのページの充実に努めています。
4 レファレンスサービス	
(1) 調査回答	図書及び新聞・雑誌、マイクロ資料等の所蔵資料、インターネット情報源、オンラインデータベース等を整備し、口頭や電話、メール、文書等による個人や市町村立図書館等からの調査相談（年28,000件程度）に応えています。
(2) レファレンス事例の公開	調査回答事例を国立国会図書館レファレンス協同データベースに提供し（年90件程度）、県民がホームページで閲覧できるようにしています。
(3) 千葉県関係の情報検索ツールの充実、	千葉県関係の新聞・雑誌記事、人名索引等の情報検索ツール（収録データ：約39万件）を作成し、レファレンスサービスの充実に努め

資料のマイクロフィルム化・デジタル化の推進	るとともに、資料のマイクロフィルム化及びデジタル化を計画的に進めています。デジタル化した資料（約 2,100 件）は、ホームページで公開しています。
(4) 調べ案内（パスファインダー）、リンク集の作成	県民ニーズを把握し、県民が関心を持つテーマに関する調べ方を紹介する調べ案内（パスファインダー）（75 件公開）や、調べものに役立つリンク集を作成しています。
(5) 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスの提供	「図書館向けデジタル化資料送信サービス」が調査研究に活用されるよう県民への広報を行うとともに、資料の提供、複写サービスを行っています。
(6) オンラインデータベースの整備	多くの県民に効果的に活用されるよう、操作方法のガイダンスを実施しています（年 3 回開催）。
(7) 行政支援	県民生活の維持向上等に係る施策を企画・立案している県の各課・各機関等へ、業務に必要な資料の貸出しや調べものの支援として情報提供サービスを行っています。
5 閲覧サービス	
(1) 県内外の図書館との相互貸借による資料の提供、貸出し、複写サービス	図書及び新聞・雑誌、マイクロ資料等の所蔵資料や、県内外の他の公共図書館及び国立国会図書館、大学図書館等からの相互貸借（年約 6,800 冊・点）により、資料の提供や貸出し、複写サービスを行っています。
(2) 各種講座の開催	各種講座を実施し、県民の学習機会の拡充に努めています（「くらしに役立つ法律・判例情報講座」等、年 30 回程度）。
(3) 資料展示	所蔵資料の特長を活かしたテーマを設定し、定期的な資料展示を行うとともに、県民に役立つ企画展示を関係機関との連携を図りながら実施しています（年 160 回程度）。
(4) 職場体験・インターンシップの受入れ	小・中学生、高校生の職場体験、インターンシップの高校生・大学生を積極的に受け入れています。
6 高齢者・障害者サービス	
(1) 録音図書の貸出し・製作	希望する録音図書を所蔵資料だけでなく、全国の点字図書館や公共図書館より借り受けて提供するとともに（年約 13,300 件）、所蔵していない場合は、自館で製作し貸出しを行っています。
(2) 対面朗読	図書館音訳者が対面朗読室で、図書館の蔵書や持ち込みの資料等を朗読しています（年 150 時間）。
(3) デジタル化録音資料の配信	製作した録音図書を「視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）」並びに「国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービス」へ配信し、

	利用者がインターネットで利用できる環境を整備しています。
(4)活字資料のテキストデータ化	希望する活字資料をテキストデータ化してパソコン等で音声化するサービスを行うとともに、作業に従事する図書館音訳者等向けに「障害者のための資料デジタル化講座」(年1回)を開催しています。
(5)図書館音訳者の養成	録音図書の製作や対面朗読を行う図書館音訳者を委嘱するとともに、図書館音訳者の技術向上に資するため、図書館音訳者養成講座(年6回)を開催しています。
(6)読書支援機器活用講座の開催	活字による読書の困難な者とその支援者や市町村立図書館等職員、特別支援学校教職員等を対象に、拡大読書器や活字を読み上げる機器、デジタル録音図書の再生機器の説明会(年4回)等を実施しています。
(7)サピエ図書館活用講座の開催	インターネットを活用して、録音図書・点字図書オンラインデータベースを体験できるような講座(年1回)を開催しています。
(8)高齢者サービスの推進	高齢者サービスの課題を整理し、市町村立図書館等職員を対象に研修会を開催するとともに、高齢者向けの講座(「はつらっライブ講座」年2回)等を開催しています。
7 資料の収集・整理・保管業務	
(1)県民の調査研究活動の支援及び市町村立図書館等への協力・援助に資する資料の収集	「千葉県立図書館資料収集方針」等に基づき、県民の調査研究活動の支援及び県内市町村立図書館等読書施設への協力・援助に資する資料を収集するものとし、特に3館が一体となって県立図書館全体の蔵書構築ができるよう収集に努めています。
(2)千葉県関係資料の網羅的・系統的な収集	中央図書館では、千葉県関係資料の網羅的・系統的な収集に努めるほか、官公庁をはじめ、関係機関や県内の諸団体の刊行物、個人の自費出版物等の収集・整備に努めています。
(3)子どもの読書活動推進のセンターとしての児童資料及び児童書研究資料の充実	中央図書館では、県内における子どもの読書活動推進のセンターとして、児童資料及び児童書研究資料の充実を図っています。
(4)学校支援用図書の整備	中央図書館では、学校支援用の図書(128セット3,054冊)を整備しています。
(5)電算システムを活用した資料整理・保管	電算システムを活用して資料の発注から除籍までの資料管理業務を行うとともに、バーコードラベル、背ラベル、不正持ち出し防止用の磁気テープ、フィルムコーティング等の装備を施し、資料の保全を図っています。

(6) 東日本大震災及び防災関連資料・情報の収集・提供	県民の課題解決支援の一環として、千葉県における東日本大震災や防災に関連する資料を収集・整理、保存し、国立国会図書館と協力して資料の提供や図書館ホームページによる情報提供に取り組んでいます。
8 電算業務	
(1) 業務系システムの運用	平成 24 年 11 月から「千葉県立図書館情報システム」を運用しています。
(2) インターネット系システムの運用	「千葉県立図書館ホームページ」について、利用しやすく、利便性が高まるよう整備しています。千葉県立図書館ホームページでは、県内図書館等の横断検索 (51 機関、69 コンテンツ検索可能) や新聞・雑誌総合目録、千葉県に関する資料のデータベース「菜の花ライブラリー」、県内図書館等の職員向けサイト「図書館ポータル」等を提供しています。
9 広報・啓発業務	
(1) 県立図書館機能・役割の周知	県立図書館の機能・役割を県民に広く周知するため、『要覧』や館報、利用案内を発行し、各種媒体・機会を利用してサービスやイベントの広報に努めています。
(2) FMラジオ放送への出演等による資料紹介	FMラジオ放送への出演 (毎月第 3 月曜日) や広報誌等により、所蔵資料や事業内容を紹介しています。
(3) 読書週間及びこどもの読書週間関連事業	読書週間については、読書普及のための資料展示や図書リスト、調べ案内 (パスファインダー) の作成・配布を行い、こどもの読書週間については、子ども読書の日記念展示やおはなし会を開催するなど広報・啓発に努めています。

2. 県文書館

1 公文書の受入・整理・保存・提供	
(1) 歴史公文書等の判定業務	県の各機関が保管している文書が保存期間を満了する際に、歴史的に重要な文書 (歴史公文書) に該当するかどうかの判定を行っています。
(2) 歴史公文書の受入、くん蒸	歴史公文書と判定された簿冊について、当館への受入を行うとともに、くん蒸を行っています。
(3) 歴史公文書の整理・修復・簿冊目録の作成等	歴史公文書として受け入れた簿冊について、永年の保存に耐えるように、整理・修復・編綴等を行い、目録 (紙ベース及び電子

		データ)を作成しています。また、作成年代の古い簿冊等についてはマイクロフィルム化を行っています。
(4) 所蔵公文書の公開		当館に所蔵する歴史公文書について、閲覧室において公開を行っています。
2 古文書の調査・収集・整理・保存・公開		
(1) 古文書の所在調査及び収集		古文書の散逸、消滅を防止し、後世に継承するため、古文書の実態を調査するとともに、収集を行っています。
(2) 古文書の整理・修復・目録の作成等		収集した古文書のくん蒸、内容の判読、目録(冊子体目録を含む。)の作成、修復及びマイクロフィルム化を行っています。
(3) 古文書の公開		当館で収集した古文書について、閲覧室において公開を行っています。
3 行政資料の収集・整理・提供		
(1) 行政資料の収集・整理・閲覧		県、国及び他の地方公共団体が発行した行政資料(行政刊行物等)を収集、整理、保存し、利用に供しています。閲覧は行政資料室において行っています。
(2) 情報提供機能の充実等		県及び県内市町村が発行した行政関係資料について毎月一覧を作成し、市町村等に配布するほか、『千葉県史』等について視覚障害者向けの点訳資料を作成し配布しています。
(3) 行政資料の有償頒布		県の各所属等が作成した有償頒布行政資料を1階行政資料販売コーナーで販売しています。
(4) 県政情報及び県議会情報の公表		県の各所属から提供された公表資料(パブリックコメント資料等)及び県議会資料を情報の類型ごとに編冊し、県民の閲覧に供しています。閲覧は行政資料室において行っています。
4 講座・講演会・展示・刊行物等		
(1) 講座・講演会の開催	ア 古文書講座	古文書の解読等を通じて、千葉県の歴史に触れながら郷土への愛着をより一層深めてもらうため、古文書の専門家等を講師に迎えて開催しています。 (ア) 講義の種類 入門コース・初級コース・中級コース (イ) 募集定員 各コース 120名 (ウ) 回数 各コース 3回
	イ 県史講座	当館が収蔵している資料を整理・調査する過程で得た県史研究の成果に基づき、職員が講演しています(同一演題で2回)。
	ウ 歴史講演会	学識経験者、歴史研究者による千葉・房総を題材にした講演を行っています(1回)。
	エ 出前講座	各市町村の公民館等で開催される講座・講演に職員を講師として派遣し、千葉県の歴史を紹介しています(40回程度)。

(2) 企画展等の開催	ア 企画展	県文書館で収蔵している資料を活用し、県民に紹介するため、千葉県に関連したテーマを年ごとに設定し、当館1階の展示室において、企画展を開催しています。
	イ 常設展	収蔵している資料等を活用し、当館1階の展示室において、常設展（企画展開催期間中を除く）を開催しています。
	ウ ミニ企画展	常設展と同時に、千葉県に関連したテーマを設定したミニ企画展を開催しています。
(3) 「千葉県の文書館」の発行		当館の活動内容や収蔵資料等の紹介及び本県の歴史に関する論文を掲載した機関誌「千葉県の文書館」を発行しています。

新設の都道府県立図書館の蔵書冊数、収蔵能力、延床面積

単位：万人、万冊

施設名	人口	蔵書冊数	収蔵能力			延床面積 (㎡)	開館年月
			合計	開架	書庫		
岡山県立図書館	193.4	136	230	30	200	18,193	H16. 9
奈良県立図書情報館	138.8	71	125	25	100	11,821	H17. 11
岩手県立図書館	128.9	77	154	24	129	17,589	H17. 9
山梨県立図書館	85.0	65	110	15	95	10,555	H24. 11
福井県立図書館	79.9	99	190	30	160	15,317	H15. 2
高知県立図書館	74.0	73	205	35	170	17,800	H30. 7
沖縄県立図書館	146.1	85	216	30	186	15,077	H30. 12
新・長崎県立図書館	140.4	119	202	25	177	13,270	R1. 10 予
新・石川県立図書館	115.7	83	230	30	200	約 19,000	R3. 予
平均	122.5	90	185	27	157	15,402	
東京都立多摩図書館	1,341.5	—	285	10	275	8,972	H29. 2
新・千葉県立図書館 (案)	—	—	220	15	205	約 17,000	
現・千葉県立図書館 (3館)	626.6	143	155	23	132	14,431	

注1：東京都立多摩図書館は、地区館。

注2：人口は、H28年1月現在。『日本の図書館2017』による。

注3：蔵書冊数は、『日本の図書館2017』による。千葉県立は、『平成30年度要覧』による。

注4：新・千葉県立図書館（案）の延床面積は、複合施設全体。

注5：現・千葉県文書館の延床面積は6,009㎡で、現・千葉県立図書館（3館）との合計は20,440㎡。

新設の都道府県立図書館の来館者数、開館日数、時間

単位：万人、日

施設名	人口	年間来館者数	開館日数	1日あたりの来館者数(人)	開館	閉館	立地環境
岡山県立図書館	193.4	100.1	304	3,293	9:00	19:00	駅徒歩5分
奈良県立図書館情報館	138.8	54.4	283	1,922	9:00	20:00	駅バス20分
岩手県立図書館	128.9	40.5	339	1,195	9:00	20:00	駅徒歩4分
山梨県立図書館	85.0	92.3	340	2,715	9:00	20:00	駅徒歩3分
福井県立図書館	79.9	46.9	298	1,574	9:00	19:00	駅バス15分
平均	125.2	66.8	313	2,140			
東京都立多摩図書館	1,341.5	—	326	—	10:00	21:00	駅徒歩7分
新・千葉県立図書館 (推計)	—	50.0	298	1,700	9:00	19:00	—
現・千葉県立図書館 (3館)	626.6	39.8	291	1,366	9:00	19:00	—
千葉県立中央図書館	—	7.2	291	246	—	—	駅徒歩7分

注1：東京都立多摩図書館は、地区館。

注2：人口は、H28年1月現在。『日本の図書館2017』による。

注3：来館者数、開館日数は、各県立図書館公刊の最新の年報等による。千葉県立図書館は、『平成30年度要覧』による。

年間来館者数から見た千葉県立図書館等複合施設の施設規模(推計)

1日あたり来館者数 1,700人 ※

平日 平均1,600人 ÷ 4回転 ≒ 400人

土・日・祝日 平均1,800人 ÷ 3回転 ≒ 600人

土・日・祝日の来館者を、余裕をもって収容する必要がある。

閲覧席(380席) : 380人

喫茶・休憩スペース(50席) : 50人

交流ルーム : 100人

展示スペース : 10人

その他(ブラウジング中) : 60人

最大収容人数 : 600人

※ 千葉県立図書館3館の来館者数(1,366人)、文書館の来館者数(57人(平成29年度))と最近新設した他県立図書館の平均来館者数(2,140人)から勘案

新設の都道府県立図書館の駐車場整備状況

単位：万人、台

施設名	人口	年間来館者数	駐車台数	有料、無料	近接身障者専用台数	近接業務用台数	立地環境
岡山県立図書館	193.4	100.1	174	有料			駅徒歩5分
奈良県立図書館情報館	138.8	54.4	311	有料			駅バス20分
岩手県立図書館	128.9	40.5	453	有料			駅徒歩4分
山梨県立図書館	85.0	92.3	153	有料			駅徒歩3分
福井県立図書館	79.9	46.9	379	無料			駅バス15分
平均	125.2	66.8	294	—			
東京都立多摩図書館	1,341.5	—	18	有料	2	有り	駅徒歩7分
新・千葉県立図書館 (推計)	—	50.0	150	有料	5	大型3 ※	—
現・千葉県立図書館 (3館)	626.6	39.8	138	無料		大型2 普通5	—
千葉県立中央図書館	—	7.2	31	無料	—	大型2 ※	駅徒歩7分

注1：東京都立多摩図書館は、地区館。

注2：人口は、H28年1月現在。『日本の図書館2017』による。

注3：来館者数は、各県立図書館公刊の最新の年報等による。千葉県立図書館は、『平成30年度要覧』による。

注4：業務用台数には、専用車庫を含む。※は、館内乗り入れができる構造であることが必要。

新千葉県立図書館等複合施設の駐車台数(推計)

- ・ 来館者が一番多い土・日・祝日の時間別滞在パターンによる最大滞在者数は、600人（新千葉県立図書館等複合施設来館者推計による）
- ・ 上記のうち、自家用車等による来館割合は約 35%（県立中央図書館来館者アンケート調査による）
- ・ 公園地域の平均乗車人員は、平成 20 年度東京都市圏パーソントリップ調査（東京都市圏交通計画協議会）によると、1 台あたり 1.43 人

駐車場必要台数

$600 \text{ 人} \times 0.35 \div 1.43 = 147 \text{ 台}$ → 約 150 台

新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県立図書館基本構想の実現に向け、知識基盤社会における「知の拠点」としてふさわしい施設整備としていくにあたり、様々な分野から専門的知見を幅広く聴取するため、「新たな『知の拠点』づくり有識者検討会議」(以下、「有識者会議」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 有識者会議は、新たな「知の拠点」づくりに関する事項について、検討を行うものとする。

(報酬の額等)

第3条 この要綱の規定により報酬の支給を受ける者は、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月1日条例第27号)第2条第2項第6号の規定を、また有識者会議の委員の報酬は、同条例第3条第1項第2号の規定を、委員の旅費及び費用弁償の額は、同条例第6条第1項の規定をそれぞれ準用するものとする。

(組織)

第4条 有識者会議は、図書館等に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

2 有識者会議に主査を置き、委員の互選により選出する。

3 主査は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 主査に事故があるときは、主査が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、主査が招集する。

2 主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第6条 有識者会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

一 主査の選任その他人事に関する事項を審議する場合

二 前号に掲げる場合のほか、主査が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第7条 有識者会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、第10条に規定する事務局の定める手続により会議開会の15分前までに許可を受けなければならない。傍聴できる定員を15名とし、傍聴希望者が定員を上回った場合は、抽選を行い、傍聴人を決定

する。

2 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって主査が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

3 傍聴人は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

4 傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、予め事務局に申請しなければならない。また、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

5 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

6 主査は、第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第8条 主査は、有識者会議の会議において配付した資料を事務局に公開させなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第9条 主査は事務局に、有識者の会議の議事録を作成させ、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(事務局)

第10条 有識者会議の事務局は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議委員名簿

期間 平成30年7月9日～平成31年3月29日

No.	氏名	所属等
1	河野 明美	元千葉県立西部図書館長 元千葉県立東部図書館長
2	竹内 比呂也	千葉大学副学長・附属図書館長 (千葉大学人文科学研究院教授)
3	田野 正人	図書館友の会きみつ運営委員 君津市図書館協議会委員長
4	田村 俊作	慶應義塾大学名誉教授
5	廣田 直行	日本大学生産工学部教授
6	福島 幸宏	京都府立図書館企画総務部企画調整課副主査
7	宮間 純一	中央大学文学部准教授
8	安井 一徳	国立国会図書館総務部企画課主査兼企画係長

五十音順敬称略